

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会 報

第80号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会

栗東市安養寺7丁目1番25号
ウインドワードTビル3F

電話(077)554-9271

FAX(077)554-9293

E-mail: info@s-seikan.or.jp

URL: http://www.s-seikan.or.jp/

発行日 令和2年1月28日



2020年 新年あいさつ

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会長 安田 全 男

皆様方には、ご家族や関係の皆様共々に、輝かしい新春を健やかにお迎えいただいたこととお慶び申し上げます。

また、旧年中の皆様の当協会の活動に対するご支援に厚く御礼申し上げます。

さて、昨年も台風をはじめ全国で甚大な被害が続発したことは私たちの記憶に新しいところであり、被害にあわれた方々には心よりお見舞いを申し上げます。

幸い、本県では大きな被害はございませんでしたが、地震や洪水への備えは怠ることはできません。ましてや高齢化が進み人口が減少する社会において、緊急時に浄化槽が果たす役割はますます増加するものと考えます。

こうした中で、関係者が協働し互いに情報提供しながら、浄化槽適正管理のための課題解決に早急に取り組むことは大変重要であると考えます。

当協会では、未管理浄化槽問題の解決に向け、県、市町および浄化槽業界の皆様と連携し「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」を2018年8月24日に設立して以来、今日まで皆様と共に鋭意検討を重ねてまいりました。

折しも昨年には改正浄化槽法が成立し、今年4月1日に同改正法が施行される運びとなっております。

改正法では、行政に対し、浄化槽の管理が可能な浄化槽台帳の整備を義務付けており、環境省では令和2年度から三年間でこの整備を目指すとの見解を示されたところです。

また、これまで定義のなかった休止浄化槽の取り扱い要領の作成とも相まって、行政による浄化槽管理者への法に基づく啓発・指導等に積極的に取り組むことともされています。

さらに、保守点検業の更新にあたって浄化槽管理士講習の機会を確保し、もって管理士技術の維持・向上を図る取り組みも新たに開始されます。

こうしたことも受け、当協会といたしましても、職員一丸となって、浄化槽の適正施工、維持管理および法定検査業務等はもちろん、この法改正に基づく新たな取り組みも通じ、県内の生活排水対策の一翼を担い、もって公益社団法人としての社会的責任を引き続き果たしてまいります。

結びに、今年も皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう衷心からお願い申し上げ、新年にあたりましての御礼とお願いのあいさつとさせていただきます。



新年のあいさつ

滋賀県知事 三日月 大造

あけましておめでとうございます。

令和2年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

貴協会ならびに会員の皆様方には、日頃から浄化槽の法定検査をはじめ製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただくなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に重要な役割を担っていただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

近畿1,450万人のいのちの水源である琵琶湖を預かる本県におきまして、公共用水域の水質保全は大変重要な課題と捉えており、これまでから地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れてまいりました。平成30年度末の汚水処理人口普及率は98.7%で全国第3位と高い状況であり、今後も「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づき、普及率100%を目標に、県内市町とともに汚水処理施設の整備と適正な運営管理を進めてまいります。

浄化槽は、下水道と並ぶ浄化性能を持つ効率的な汚水処理施設です。正しく機能させるためには、法律で定める保守点検・清掃・法定検査などによる適正な維持管理が不可欠であると考えております。

昨年6月には、浄化槽の適正な維持管理の強化等を図るため、浄化槽法が改正されました。県としても改正法の趣旨に沿って取組を一層推進する必要があります。そのためには、関係者の皆様による連携が大変重要と考えており、貴協会をはじめ県、市町、業界団体の四者で設立された滋賀県浄化槽適正管理推進協議会において浄化槽に係る課題の協議を活発に行っていただいておりますことを、大変心強く思っております。県としても、当協議会において積極的に役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、今回の法改正を踏まえた取組につきましても、引き続きよろしくお願いいたします。

社会が大きく変化する中で、滋賀県では「健康しが」の取組をもう一段高め、私たちの「幸せ」をつくるとともに、気候変動や水環境など世界的な課題に対しても、先人たちの教えや歴史に学びながら様々な人びとと連携し、滋賀ならではの取組を進め、持続可能な共生社会の実現を目指してまいります。

その中で、本年度からスタートした第五次環境総合計画においても、経済成長と環境保全が両立する持続可能な社会を志向し、「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく、「いかに環境に関わるか」という広い視点から取組を推進しておりますので、御理解と御協力をお願いします。

結びに、本年が貴協会ならびに会員の皆様にとって、更なる発展の年となりますことを心より祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

三日月知事に要望しました

滋賀県の令和2年度予算編成にあたり、新年1月7日(火)に知事応接室において三日月大造知事に要望を行いました。

協会から安田会長、長谷川副会長、宮下副会長、小山副会長、北川理事、崎山常務理事が出席し、県当局から三橋琵琶湖環境部循環社会推進課長、同課岡田主任主事が同席されました。

出席者から、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るための支援や災害時対策として公的施設(避難所)への合併処理浄化槽の設置を強く要望するとともに、本年4月から施行される改正浄化槽法に関して、浄化槽台帳の整備や浄化槽管理士に対する研修機会の確保についても要望しました。

その後の意見交換で、知事からは「県の施設にある単独処理浄化槽13基は3年ぐらいで順次替えていきたい。また、『避難所への浄化槽の設置について一緒に研究しましょう。』との提案や浄化槽法改正に伴う浄化槽台帳の整備や保守点検業の更新・研修について市町や協会と共にやっていきたい。」との認識が示されました。

《要望事項》

1. 協会運営に対する支援について
2. 「浄化槽整備区域」の設定について
3. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等について
 - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - (2) 合併処理浄化槽への転換に伴う助成策の充実
4. 浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃および法定検査)の推進について
 - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた方策
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
5. 公的施設(避難所)における浄化槽の整備促進について



【要望書を手渡す長谷川伸夫副会長】



【三日月知事を囲んで】

令和2年度定時総会は5月27日(水)に開催します

令和元年11月19日(火)に第26回理事会(於:守山市・ライズヴィル都賀山)を開催し、令和2年度定時総会は令和2年5月27日(水)に開催することが決定されました。

なお、当日の議題は次のとおりです。

〔報告事項〕

- 1 職務の執行状況について
 - (1) 浄化槽の適正管理に向けた取り組みについて
 - (2) 自由民主党への要望について
 - (3) 浄化槽の日関連事業について
- 2 予備審査・法定検査の進捗状況について

〔協議事項〕

- 1 知事要望(案)について
- 2 今後の役員会等の日程(案)について

〔その他〕

- ①省エネ型浄化槽システム導入推進事業の推進について
- ②浄化槽管理士講習について

職務の執行状況に関して、安田会長より次のように報告がありました。

○滋賀県、市町、滋賀県環境整備事業協同組合、当協会の四者で構成する「滋賀県浄化槽適正管理推進協議会」の今年度第1回目の会議および同作業部会を開催した。

第1回の会議において、次の2点を確認した。

- ・浄化槽台帳の整備は上水道給水情報から下水道、し尿処理を除いたうえで浄化槽利用者全体を把握し、その維持管理・法定検査の実施状況を反映した管理台帳の作成を目指すこととしたこと。
- ・10人槽以下の未管理浄化槽の取り扱いについては、従前からBODを含む水質検査契約をしている分は指定採水員による効率化検査を、水質検査契約をしていない分は当協会による通常検査を行うこととし、実施にあたっては関係者と事前調整を行うこととしたこと。

今後、協議会は3月下旬、作業部会は12月下旬と3月中旬に開催する予定であること。

○去る6月7日に、自由民主党滋賀県議会議員団に対して令和2年度滋賀県予算に関する要望活動を行い、「いずれの要望についても予算獲得について支援していく。」との回答を得た。

続いて、崎山常務理事から浄化槽の日関連事業に関して、11月17日にビバシティ彦根で開催されたグリーン購入+エシカルキャンペーンイベントに参画し、浄化槽の適正管理に関する啓発活動に取り組んだこと、昨年に引き続き滋賀県水産試験場のご協力をいただき琵琶湖固有種の水槽展示を通じて、多くの来訪者に水質浄化への関心を寄せていただいたこと、省エネ型浄化槽システム導入推進事業に関する相談窓口を設置し広くPRしたことが報告されました。

また、省エネ型浄化槽システム導入推進事業に関して、本年度から当協会が申請書類の一次審査等の受付窓口業務を行っておりこれまで4件の交付申請があったこと、浄化槽法の改正により都道府県は保守点検業の登録更新に関して浄化槽管理士に対する研修の機会を確保することとされたとの説明がありました。



改正浄化槽法が令和2年4月1日に施行されます

浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第40号。以下「改正法」という。）が令和元年6月12日に可決成立し、令和2年4月1日に施行されます。また、本法律の施行に伴い、環境省関係浄化槽法施行規則についても所要の改正が行われ、改正法と同日に施行されます。

○改正の趣旨

平成12年度の浄化槽法改正により、新築家屋については合併処理浄化槽を設置することが義務づけられたが、生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽が約400万基残存しており、また、これらの老朽化による破損・漏水が懸念されていることから、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題となっている。

また、浄化槽は適正な管理がなされて初めて本来の処理性能を発揮するものであるが、定期検査の実施率が低い状況にあるため、浄化槽台帳の整備を通じた定期検査の受検率向上と適正な管理の指導強化が課題となっている。

今般の改正は、このような状況を踏まえ、単独処理浄化槽の転換と浄化槽の管理の向上について法的措置を講ずるもの。

○改正法の概要および施行に向けた対応方針が、環境省から示されました。主な事項は以下のとおりです。（環境省HPより抜粋）

◎使用の休止の届出の創設

【改正法の概要】

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除できる規定を追加、浄化槽の使用の再開についても届出義務を規定したもの。（第11条の2関係）

施行に向けた対応方針

【具体的措置】

〈省令事項〉

- ・ 通常の清掃とは異なる点（汚泥等の引き出しは全量、洗浄に使用した水の再利用の禁止、水道水等を使用して張り水を行うこと）について、浄化槽法施行規則第3条の清掃の技術上の基準に記載する。
- ・ 休止の届出様式を定め、休止予定年月日（電気または水道の使用を休止する予定年月日等）、消毒剤の撤去等を記載事項とする。届出には清掃の記録を添付する。
- ・ 再開の届出様式を定め、使用再開年月日等を記載事項とする。
- ・ 再開にあたって保守点検を実施した場合には、法第10条第1項に基づく保守点検とみなす。

〈周知事項〉

- ・ 休止手続きは、清掃を要件として浄化槽使用者の任意の届出により法定検査・保守点検・清掃を免除する仕組みであること。
- ・ 別荘、スキー場、学校施設等の間欠的な利用を行うことが前提となっている浄化槽は、休止手続きを行うか、休止手続きを経ずに法定検査・保守点検・清掃を受けるかは、それぞれの使用様態に応じて個別に判断されるものであること。

- ・浄化槽の使用休止期間が長期間に及ぶ場合は、法定検査・保守点検・清掃の実施を怠ると浄化槽の処理機能への影響も懸念されることから、休止届が必要となりうる休止期間の標準的な目安を「一年以上」としつつ、浄化槽使用者の使用様態に応じて休止届を受理すること。一方、家屋の売却等、休止期間が事前に把握できないものについては、休止期間に関わらず、休止扱いとして休止届を受理すること。
- ・再開に際して、使用開始直前の保守点検を実施することが望ましく、保守点検を実施した場合には、法第10条第1項に基づく保守点検とみなすこと。
- ・休止・再開手続きは浄化槽管理者が行うものであるが、休止前の清掃を行った清掃業者や消毒剤の撤去を行った保守点検業者が、浄化槽管理者の了解の上で代行することは可能であること。

◎浄化槽台帳整備

【改正法の概要】

都道府県知事・保健所設置市長に対し、浄化槽に関する台帳の作成及び管理を義務化した。
(第49条関係)

施行に向けた対応方針

【具体的措置】

〈省令事項〉

- ・浄化槽台帳の記載事項は、法で定めた7条検査、11条検査の実施状況に加えて、設置届出年月日等の設置に関する情報、使用開始年月日や休止年月日等の使用に関する情報、保守点検の実施状況に関する事項、清掃の実施状況に関する事項、その他浄化槽の管理に関し参考となる事項とする。
- ・浄化槽台帳の更新について、都道府県知事は浄化槽台帳の正確な記録を確保するよう努めること。

〈周知事項〉

1) 浄化槽台帳の整備項目

- ・改正の趣旨からすると、浄化槽の設置情報の把握のみならず適切な管理の実施による良好な放流水質の確保の観点から、行政による指導のもとで浄化槽の管理の向上を目指すことが必要であるため、法定検査、保守点検、清掃の情報も収集して、統合できる浄化槽台帳の整備に努める必要がある。このことから、浄化槽台帳の整備項目については、法令で定める以下の記載事項を含めること。(浄化槽台帳の整備項目は省略)

＊設置状況

＊使用状況

＊7条検査の実施状況

＊11条検査の実施状況

＊保守点検の実施状況

＊清掃の実施状況

2) 浄化槽に関する情報収集及び浄化槽台帳への反映

- ・改正法第49条第2項により、都道府県知事は、行政、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者から浄化槽に関する情報を収集することが可能であることから、都道府県は、協議会等を通じ、保守点検や清掃の情報に関して関係機関に協力を求め情報を集積して浄

化槽台帳の整備を行う。

- ・また、同項により、不動産登記簿謄本や住民票情報、電気事業者からの電気の使用状況等の情報を収集することも可能であることから、浄化槽の使用に関する正確な情報収集に努めること。
- ・浄化槽台帳整備の過程において、無届浄化槽を把握した場合においては設置届出の徴収に努めるとともに、行政の職務権限で浄化槽に関する情報を可能な範囲で収集し、無届浄化槽であることがわかるようにしたうえで浄化槽台帳に記載すること。
- ・下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家等、関係機関への情報収集からみて使用実態がなく、今後もその使用が見込まれないことが特定できた浄化槽については、法定の休廃止手続きがとられていない場合においても、浄化槽台帳にその状況を記載し、休廃止に準じた扱いとすること。

3) 浄化槽台帳の質の確保

- ・都道府県知事は、少なくとも11条検査の実施に併せて年1回は情報更新に努めること。
- ・浄化槽台帳整備にあたり、法施行当初は対応可能なものから整備を進めるとともに、関係機関からの情報収集体制の整備や管理情報も含めた浄化槽台帳のシステム化については法施行から3年を目途に整備に努めること。

◎協議会

【改正法の概要】

地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる規定を追加。（第54条関係）

施行に向けた対応方針

【具体的措置】

〈省令事項〉

- ・都道府県及び市町村は、地域の実情に応じた協議会の組織構成に努めること。

〈周知事項〉

- ・都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他の浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。協議会において合意された事項については、協議会の構成員は当該協議結果を尊重しなければならないこととした。
- ・協議会の組織を行う際には、地域の実情にあった課題の設定、体制の設定を行うべく、管内の浄化槽等の関係団体と協議すること。
- ・既存に任意の協議会を改正法に基づく法定協議会とすることも可能であること。
- ・都道府県及び市町村は、地域の実情に鑑み、協議会の設置要綱（案）の例示に限らず、目的、構成員、業務を柔軟に設定できること。
- ・構成員については、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、保守点検業者等が加盟する各都道府県の浄化槽関係団体の代表者とすることも可能であるとともに、都道府県または市町村が必要と認める者として外部有識者や課題への取り組みについて知見を有する者を含めることが可能であること。
- ・協議会における協議の過程で浄化槽の所有者等の氏名、住所等の情報が外部に漏洩することのないよう、協議会の構成員は当該情報の取扱いには細心の注意を払う必要がある。

◎浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

【改正法の概要】

保守点検業の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加。

(第48条第2項関係)

施行に向けた対応方針

【具体的措置】

〈省令事項〉

1) 研修の機会の確保

- ・改正法の趣旨に鑑み、保守点検を業とする者の登録に関する条例において、登録する保守点検業者に設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるようにすること。また、保守点検業者に従事する浄化槽管理士の資格を所有するすべての者の研修の機会が確保されることが望ましい。
- ・条例における措置の方法については、以下が考えられること。
 - * 保守点検業者の登録の要件に、浄化槽管理士の研修受講を要件とすること（登録の申請書の添付書類として浄化槽管理士の研修の受講証明書等を求める等）。
 - * 登録の申請書に登録の有効期間における研修計画を記載させること。
 - * 登録の有効期間毎に1回以上の受講を義務付けること。
 - * 浄化槽管理士証に研修の受講年月日を記載すること。

2) 研修事項

- ・研修事項は、全国統一的に講習すべき事項と各地域の実情に応じて講習すべき事項がある。
- ・研修内容は、a) 浄化槽行政の動向、b) 浄化槽の構造と機能、c) 浄化槽の保守点検と清掃、d) 地域における浄化槽情報（浄化槽に関する施策展開と普及状況・法定検査の結果）、e) その他（各地域に応じて研修すべき内容を実施）とすること。

省エネ型浄化槽システム導入推進事業の推進

～エネルギー起源CO₂排出抑制のために～

環境省において平成29年度から取り組んでいる「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」について、当協会では当該事業に係る補助金の交付申請受付等を行っており、今年度はType1で4件の実績（補助金所要額：855万円）がありました。

この事業は、Type1（高効率プロワへの改修等）とType2（浄化槽本体の交換）の2種類からなり、来年度も18億円の予算措置がなされていることから、関係業界の皆様にはこれの積極的な活用をお願いします。

なお、この事業の詳細については、環境省HP（<http://www.env.go.jp>）をご覧ください。

全国浄化槽大会で鈴木正理事が 局長表彰を受けられました

「浄化槽の日」（毎年10月1日）を記念する「第33回全国浄化槽大会」が令和元年10月1日に東京・飯田橋のホテルグランドパレスにおいて開催され、浄化槽関係功労者として当協会理事の鈴木正氏（㈱日吉）が環境省環境再生・資源循環局長表彰を受賞されました。

これまでのご功績を讃えますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。



【受賞された鈴木正氏】

啓発イベントを開催しました

「浄化槽適正管理啓発推進月間」における啓発活動の一環として、令和元年11月17日にビバシティ彦根で開催された「グリーン購入+エシカルキャンペーンイベント」に参画し、彦根市浄化槽業者協議会と協力して浄化槽の適正管理に関する啓発活動を行いました。当日は啓発グッズの配布と併せ、昨年に引き続き、浄化槽のミニモデルと滋賀県水産試験場様からご提供いただいたニゴロブナなど琵琶湖固有種の水槽の展示とを連結して鑑賞していただいたことにより、多くの来訪者に水質浄化への関心を寄せていただきました。

また、省エネ型浄化槽システム導入推進事業に関する相談窓口を設置し広くPRしました。



【会場の模様】

滋賀県浄化槽適正管理推進協議会作業部会を開催しました

令和元年度第1回目の滋賀県浄化槽適正管理推進協議会（令和元年7月24日開催）を受けて、令和元年9月5日（木）、12月23日（月）の2回にわたり作業部会を開催しました。

第2回作業部会では、去る11月20日に環境省から発出された「改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）」に対する協議会としての取り組み方針（案）に基づき、関連項目として①休止浄化槽関係②浄化槽台帳関係③協議会関係について意見交換を行いました。

また、浄化槽台帳の整備については、令和2年度から3年間を集中取組期間としてロードマップに基づき台帳整備に取り組むこととされました。

今後、3月中旬に開催予定の第3回作業部会において当該取り組み方針（案）に対する協議結果を取りまとめたうえ、その後の協議会に諮ることとされました。



【第1回作業部会の様子】



【第2回作業部会の様子】

（いずれも滋賀県環境整備事業協同組合3階会議室に於いて）

法定検査精度管理委員会を開催しました

令和2年1月21日（火）に学識経験者や行政機関、指定検査機関の各委員による「法定検査精度管理委員会」を開催しました。

本委員会は、10人槽以下の浄化槽を対象に実施している効率化11条検査の精度を確保するため、効率化検査の実施状況に対する客観的評価や制度の運用改善に資することを目的に実施するもので、当日は、次の議題

①効率化11条検査の実施状況について

②二次検査の実施状況について

③クロスチェック検査の実施状況についてに基づきそれぞれ審議を行った結果、引き続き効率化検査の適正な運用と法定検査の受検率の向上に努めることとされました。



【委員会の様子】

都道府県別汚水処理人口普及状況（環境省HPより）

平成31年3月末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。（汚水処理人口普及率の高い順）

都道府県名	順位	汚水処理 人口普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	合併処理 浄化槽 (千人)	うち 浄化槽市 町村整備 事業 (千人)	うち 浄化槽設 置整備事 業 (千人)	うち 左記以外 分 (千人)	コミュニティ プラント (千人)
東京都	1	99.8%	13,768	13,739	13,707	2	27	5	8	14	2
兵庫県	2	98.9%	5,554	5,491	5,174	154	101	9	64	28	62
滋賀県	3	98.7%	1,419	1,401	1,280	85	35	0	13	22	0
京都府	4	98.2%	2,547	2,502	2,413	42	47	11	24	13	0
神奈川県	5	98.1%	9,193	9,018	8,896	3	118	3	37	78	0
長野県	6	98.0%	2,092	2,050	1,754	178	117	16	83	18	1
大阪府	7	97.9%	8,839	8,652	8,489	1	161	4	26	131	0
富山県	8	96.8%	1,059	1,026	904	88	31	1	18	11	3
福井県	9	96.1%	782	752	628	88	36	3	26	7	0
北海道	10	95.5%	5,275	5,039	4,811	67	162	53	66	43	0
石川県	11	94.2%	1,141	1,074	958	61	53	10	14	29	3
鳥取県	12	94.1%	563	530	402	96	30	5	14	12	0
福岡県	13	92.6%	5,117	4,738	4,202	56	467	56	285	125	12
山形県	14	92.6%	1,089	1,008	839	78	90	19	46	25	0
岐阜県	15	92.4%	2,037	1,883	1,556	115	208	9	132	67	4
埼玉県	16	92.2%	7,377	6,805	5,992	95	718	23	191	503	1
宮城県	17	91.8%	2,293	2,105	1,872	69	158	39	81	38	6
愛知県	18	91.0%	7,556	6,880	5,947	154	768	23	245	501	10
奈良県	19	89.9%	1,358	1,221	1,095	7	118	4	34	80	1
千葉県	20	88.6%	6,308	5,587	4,722	50	808	11	294	504	8
広島県	21	88.4%	2,829	2,501	2,130	53	314	14	153	146	4
新潟県	22	87.8%	2,247	1,973	1,701	150	122	14	40	68	0
秋田県	23	87.4%	993	867	650	103	114	21	68	25	0
山口県	24	87.2%	1,376	1,199	911	65	223	8	137	78	0
熊本県	25	87.0%	1,772	1,541	1,214	72	255	31	175	49	0
栃木県	26	87.0%	1,969	1,713	1,322	86	304	6	240	58	1
岡山県	27	86.9%	1,905	1,656	1,298	39	318	17	207	94	0
沖縄県	28	86.1%	1,470	1,266	1,059	68	140	13	5	122	0
宮崎県	29	85.9%	1,097	943	656	49	238	17	185	36	0
三重県	30	85.3%	1,818	1,551	998	100	450	17	228	205	3
茨城県	31	84.8%	2,926	2,482	1,827	159	486	13	198	275	9
佐賀県	32	83.8%	825	691	504	61	126	41	65	19	1
山梨県	33	83.2%	829	689	553	15	116	8	48	60	5
福島県	34	82.8%	1,829	1,515	985	120	409	40	252	118	1
岩手県	35	81.6%	1,241	1,013	743	104	165	41	96	28	2
静岡県	36	81.4%	3,715	3,025	2,357	30	624	15	367	242	14
群馬県	37	81.3%	1,975	1,605	1,070	124	387	24	239	124	24
鹿児島県	38	81.1%	1,631	1,322	689	41	587	46	413	127	5
長崎県	39	80.9%	1,355	1,096	849	49	192	15	137	40	5
島根県	40	80.6%	682	550	335	101	110	29	49	32	4
青森県	41	80.0%	1,282	1,025	776	115	134	10	42	82	0
愛媛県	42	79.2%	1,375	1,089	751	39	298	25	167	107	1
香川県	43	77.7%	983	764	445	16	302	13	240	49	0
大分県	44	76.9%	1,154	887	590	34	263	12	170	81	1
高知県	45	73.8%	712	526	282	22	221	13	131	78	2
和歌山県	46	65.1%	960	625	268	45	312	14	187	111	0
徳島県	47	61.8%	746	461	135	20	298	14	166	118	8
全 国	—	91.4%	127,062	116,077	100,741	3,371	11,761	833	6,108	4,820	204

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2. 平成30年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調整不能な市町村（楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。
3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

市町別処理人口普及状況 (環境省HPより)

平成31年3月末現在の各市町別污水处理人口普及率は以下のとおりです。

(単位：%)

	污水处理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
大 津 市	99.0	0.5
彦 根 市	93.9	6.4
長 浜 市	100.0	0.4
近江八幡市	99.5	17.3
草 津 市	99.9	0.3
守 山 市	100.0	0.1
栗 東 市	99.5	0.1
甲 賀 市	96.2	7.5
野 洲 市	99.4	0.2
湖 南 市	98.8	1.4

	污水处理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
高 島 市	99.3	1.8
東 近 江 市	98.7	0.8
米 原 市	100.0	0.3
日 野 町	99.1	1.1
竜 王 町	100.0	7.5
愛 荘 町	99.8	0.6
豊 郷 町	100.0	0.0
甲 良 町	99.9	0.0
多 賀 町	98.3	2.6
滋 賀 県 計	98.7	2.5

浄化槽設置届予備審査件数 (件数順)

令和元年12月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位：件)

(単位：件)

市 町 名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
甲 賀 市	6	47	53	51	2	0
彦 根 市	26	9	35	30	5	0
近江八幡市	18	12	30	24	5	1
大 津 市	8	11	19	17	1	1
東 近 江 市	6	12	18	13	2	3
竜 王 町	7	1	8	4	3	1
高 島 市	3	3	6	6	0	0
守 山 市	4	1	5	4	1	0
長 浜 市	2	2	4	3	1	0
湖 南 市	1	2	3	3	0	0
草 津 市	2	0	2	2	0	0

市 町 名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
栗 東 市	1	1	2	2	0	0
米 原 市	1	0	1	1	0	0
日 野 町	0	1	1	1	0	0
多 賀 町	0	1	1	1	0	0
野 洲 市	0	0	0	0	0	0
愛 荘 町	0	0	0	0	0	0
豊 郷 町	0	0	0	0	0	0
甲 良 町	0	0	0	0	0	0
合 計	85	103	188	162	20	6

前年度同月の状況 (平成30年12月末)

県 合 計	118	95	213	180	27	6
-------	-----	----	-----	-----	----	---

注) 申請種別欄 建：建築確認を伴うもの

浄：浄化槽法に基づくもの

滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3015 栗東市安養寺7丁目1番25号 ウィンドワードTビル3F

TEL 077-554-9271 / 554-9272

FAX 077-554-9293

